

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
○パート労働、派遣労働に対する社会保障制度の適用を拡大するとともに、ポータビリティを容易にするなど中立性を高めセーフティネットの機能を強化する。	厚生労働省	・14.1より、社会保障審議会年金部会において次期財政再計算に向け本格的な議論を開始し、1年間にわたり議論。	・1年間の議論を参考に、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」をとりまとめ。	・「方向性と論点」で提示した問題につき国民的な幅広い議論を行うとともに、制度設計のいわゆる各論的な事項について、社会保障審議会年金部会等において議論を進める。 ・これらの議論を具体的な改革案作りにつなげていく。	②平成15年末 秋の早い段階を目途に厚生労働省としての具体的な改革案を提示、年内に改革の成案を得る。
ロ. 歳出改革					
○パート労働、派遣労働に対する社会保障制度の適用を拡大するとともに、ポータビリティを容易にするなど中立性を高めセーフティネットの機能を強化する。	厚生労働省	・14.1より、社会保障審議会年金部会において次期財政再計算に向け本格的な議論を開始し、1年間にわたり議論。	・1年間の議論を参考に、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」をとりまとめ。	・「方向性と論点」で提示した問題につき国民的な幅広い議論を行うとともに、制度設計のいわゆる各論的な事項について、社会保障審議会年金部会等において議論を進める。 ・これらの議論を具体的な改革案作りにつなげていく。	②平成15年末 秋の早い段階を目途に厚生労働省としての具体的な改革案を提示、年内に改革の成案を得る。
○保険料半額免除制度を導入する（平成14年4月1日施行）。	厚生労働省	・平成12年の改正により国民年金の保険料半額免除制度を導入し、14.4より実施。	・14.4より国民年金の保険料半額免除制度を実施。		

八. 規制改革					
<p>○放課後児童の受入れ体制を整備する。 ・放課後児童クラブへの運営費補助対象の拡大、土日開設クラブへの補助加算。</p>	<p>厚生労働省 文部科学省</p>	<p>新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策」(平成13年7月6日閣議決定)に基づき、放課後児童クラブの実施か所数の増を図るとともに、小規模クラブ(10人以上20人未満)に対する補助対象の拡大、土曜日等開設加算の創設を行った。</p>	<p>平成13年に比べ、放課後児童クラブの実施か所数が979か所、小規模クラブのか所数が161か所、土曜日に開設する放課後児童クラブのか所数が501か所増加した。</p>	<p>平成15年度においても引き続き実施する。</p>	
<p>○医業経営の近代化・効率化について検討を速やかに開始し、結論を得る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成13年10月から「これからの医業経営の在り方に関する検討会」を開催し、医療機関の経営情報のあり方、医療法人における組織、運営など医業経営の近代化・効率化方策について検討を行い、①医療法人の理事長要件を更に緩和するとともに、②公益性の高い特定医療法人等については、決算書等の積極的開示を要請するとの中間報告が平成14年3月にとりまとめられた。</p>	<p>厚生労働省では、この中間報告を踏まえて、平成14年4月1日に所要の通知改正を行った。</p>	<p>この中間報告において、以下の課題について今後検討を深めることとされ、引き続き同検討会において検討を行っているところ。 ・医療法人運営の透明性や経営管理機能を高めるための方策 ・医療法人の持続性、公益性を高めるための方策 ・医療法人、医療機関運営の弾力性・効率性を高めるための方策 ・経営の安定性を高めるための方策等</p>	<p>同検討会において、平成14年度中を目途に最終報告を行うこととしている。</p>

<p>○医療機関の広告及び情報提供に係る見直し（将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、ポジティブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明確にし、ポジティブリストの積極的拡充を図る）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>医療機関の広告規制については、「社会保障審議会医療部会」において検討を行い、平成14年4月に大幅に緩和したところである。 【平成14年3月厚生労働省告示第158号】 【平成14年4月厚生労働省医政局長通知医政発0401012号】</p>	<p>医師の専門性や手術件数、治療方法、平均在院日数、疾患別患者数、セカンドオピニオンの実施などにつき広告可能事項に。 また、今後の広告規制の改正の際には、広く国民の意見を募集した上で、採用できない意見についてはその理由を公表する方針を明記した通知を发出した。 【平成14年4月厚生労働省医政局長通知医政発0401012号】</p>	<p>患者の視点を尊重した医療の提供を推進するため、国民が容易に医療に関する情報にアクセスでき、医療機関、治療方法等を自ら選択できる環境整備を進める。</p>	<p>今後とも逐次緩和を進めることとしている。</p>
<p>○PFIを活用した公設民営型ケアハウスの施設整備のスキームを作成する。 ・PFIを活用した公設民営方式によるケアハウスの整備の具体的手続き（ケアハウスPFI実施マニュアルの作成）の検討を早急に開始（速やかに作成）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・平成14年2月には、各自治体がPFI制度を活用した公設民営方式によるケアハウスの整備を行うことを支援するため、実施マニュアルを作成・配布。 ・平成14年7月に自治体の担当者向け研修会を開くなど、引き続きPFI制度を活用したケアハウスの整備について周知を図っている。</p>	<p>・現在、東京都杉並区及び中央区、千葉県市川市並びに愛知県高浜市において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われ、東京都杉並区、千葉県市川市及び愛知県高浜市においては、既に事業者が選定されたところ。</p>	<p>・引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。</p>	<p>・引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく。</p>
<p>○保育所待機児童ゼロ作戦を推進する。 ・PFIを活用した公設民営方式による保育所整備の具体的手続き（保育所PFIマニュアルの作成）の検討（速やかに作成）。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示したところ。（平成14年3月） ○平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催。 ○平成15年度予算案において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予算を計上。</p>	<p>○公設民営保育所設置件数：406件[累計]（平成14年8月末現在）※うち、13年度及び14年度で計105件 ○マニュアルの提示を受け、千葉県市川市においてPFI法の枠組を活用して保育所等の整備を行うため、実施方針を公表等</p>	<p>引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を一層推進する予定。</p>

<p>○保育に関する情報提供強化、保育サービスの第三者評価の推進を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○保育サービスに関する第三者評価のガイドラインを策定（「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」平成14年4月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0422001号） ○第三者評価の普及啓発のためのシンポジウムを実施（平成14年度全国5か所）。 ○財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」において、多様な主体による第三者評価が容易に比較できる仕組みを整備。</p>		<p>保育サービスの第三者評価について、利用者、事業者等に対する周知を図り、その推進に努める必要がある。</p>	<p>平成15年度において、より実効性のある評価制度となるよう、評価基準の見直し、評価機関の質の確保等を図る。</p>
--	--------------	--	--	--	---

<p>○医療機関経営に関する規制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社方式による経営などを含めた経営に関する規制の見直しの検討 ・医療法人の理事長要件の廃止を含め見直し、 	<p>厚生労働省</p>	<p>○株式会社による医療機関経営については、「社会保障審議会医療部会」において検討を行ったが、医療の強い公共性と株主への利益配当という2つの要請を両立させることは困難であること、医療費の高騰を招きかねないこと等の問題があることから、慎重な対応を求める意見が多数を占めた。</p> <p>○平成13年10月から「これからの医業経営の在り方に関する検討会」を開催し、医療機関の経営情報のあり方、医療法人における組織、運営など医業経営の近代化・効率化方策について検討を行い、①医療法人の理事長要件を更に緩和するとともに、②公益性の高い特定医療法人等については、決算書等の積極的開示を要請するとの中間報告が平成14年3月にとりまとめられた。</p>	<p>合理的な欠格事由のある場合を除き、理事長要件を原則として廃止するの方針に従い、都道府県知事が個々のケースについて、候補者の経歴等を審査の上、適正かつ安定的な法人運営を損なう恐れがない場合には認可を行うなど、運用基準の抜本的な改正を行う通知を平成14年4月1日に発出した。</p>	<p>この中間報告において、以下の課題について今後検討を深めることとされ、引き続き同検討会において検討を行っているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人運営の透明性や経営管理機能を高めるための方策 ・医療法人の永続性、公益性を高めるための方策 ・医療法人、医療機関運営の弾力性・効率性を高めるための方策 ・経営の安定性を高めるための方策等 	<p>○「これからの医業経営の在り方に関する検討会」において、平成14年度中を目途に最終報告を行うこととしている。</p>
---	--------------	---	--	---	---

<p>○医療機関の業務内容等の経営情報の開示の促進</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成13年10月から「これからの医業経営の在り方に関する検討会」を開催し、医療機関の経営情報のあり方、医療法人における組織、運営など医業経営の近代化・効率化方策について検討を行い、①医療法人の理事長要件を更に緩和するとともに、②公益性の高い特定医療法人等については、決算書等の積極的開示を要請すると中間報告が平成14年3月にとりまとめられた。</p>	<p>厚生労働省では、この中間報告を踏まえて、平成14年4月1日に所要の通知改正を行った。</p>	<p>この中間報告において、以下の課題について今後検討を深めることとされ、引き続き同検討会において検討を行っているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人運営の透明性や経営管理機能を高めるための方策 ・医療法人の持続性、公益性を高めるための方策 ・医療法人、医療機関運営の弾力性・効率性を高めるための方策 ・経営の安定性を高めるための方策等 	<p>同検討会において、平成14年度中を目途に最終報告を行うこととしている。</p>
<p>○認可外保育施設の法的整備（届出制導入等の児童福祉法の改正）</p>		<p>○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第255号）、児童福祉法施行規則及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第96号）を公布</p>		<p>平成14年10月から認可外保育施設の届出制を開始したところであり、各地方公共団体において、認可外保育施設の適切な把握、利用者に対する正確な情報提供及び的確な指導監督等が実施されるよう、必要な支援をしていく必要がある。</p>	

<p>○公立保育所の民間への運営委託促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間による保育所整備を促進するため、関連通達の見直しによる会計処理の柔軟化等（検討に着手、平成13年度内に措置） ・保育所運営の民間参入促進（PFI方式の活用等） 	<p>厚生労働省</p>	<p>【保育分野について】</p> <p>○会計処理の柔軟化等を実施（「保育所運営費の経理等について」平成14年3月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0329030号改正）</p> <p>○平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催し、先進的な事例、公設民営保育所の現状等について情報提供を行ったところ。</p> <p>○さらに、平成14年度において、PFI制度等を活用した公設民営の保育所に対する施設整備補助を実施するなど、民間参入の促進に努めている。</p> <p>○なお、平成12年3月より、保育所設置主体の制限を撤廃し、NPO法人、株式会社、学校法人等の参入を認めているところ。</p>	<p>○公設民営保育所設置件数406件【累計】（平成14年8月末現在） ※うち、13年度及び14年度で計105件</p> <p>○社会福祉法人以外の民間による保育所設置件数77件【累計】（平成14年10月現在）</p>	<p>○引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>○平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予定。</p>
--	--------------	---	---	---	---

<p>○保育所に関する情報公開、第三者評価の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる保育所などの子育て情報の充実 ・保育サービスの第三者評価に関するガイドラインの策定 	<p>厚生労働省</p>	<p>○保育サービスに関する第三者評価のガイドラインを策定（「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」平成14年4月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0422001号）</p> <p>○第三者評価の普及啓発のためのシンポジウムを実施（平成14年度全国5か所）。</p> <p>○財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」において、多様な主体による第三者評価が容易に比較できる仕組みを整備。</p>		<p>保育サービスの第三者評価について、利用者、事業者等に対する周知を図り、その推進に努める必要がある。</p>	<p>平成15年度において、より実効性のある評価制度となるよう、評価基準の見直し、評価機関の質の確保等を図る。</p>
<p>○介護施設に関する施設整備費補助等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームのホテルコストの見直し 	<p>厚生労働省</p>	<p>・ユニットケアを提供する小規模生活単位型特別養護老人ホーム等は、入居者から居住費の支払いを受けることができることとした。（平成15年4月1日施行予定）</p>			<p>平成15年度より、ユニットケアを提供する小規模生活単位型特別養護老人ホーム等は、入居者から居住費の支払いを受けることができることとする予定。</p>

ホ. その他の制度改革

<p>○円滑な労働移動と再配置を実現するため、以下を実施する。 ①職業紹介と職業訓練の連携強化を通じ、委託訓練受講者等への支援を強化</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>①職業安定機関及び能力開発機関の連携により、訓練受講者の就職促進を図るため、求職者に対するキャリアアップガイダンス（能力再開発適応講習）を実施するとともに、ハローワークに能力開発支援アドバイザーを配置し、求職者に対しキャリアコンサルティングを実施。また、民間の訓練実施機関を開拓する訓練委託先開拓員、就職支援を行う巡回就職支援指導員を配置。</p>	<p>○キャリアアップガイダンス（実績）：29,000人（H14.4～12） ○ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング（実績）：862,548件（H13.10～H14.12）</p>	<p>今後とも職業安定機関及び職業能力開発機関の連携を強化する。</p>	<p>①②15年度においても、引き続き実施</p>
<p>○キャリアカウンセラーの養成を通じた官民含めたキャリア相談機能を強化する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成13年の総合雇用対策において5年間で5万人のキャリア・コンサルタント養成を目標とすることとしたことを踏まえ、官による養成のほか、民間における養成について助成金等の活用により推進。 ○キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の支給対象として民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験の指定を開始。 ○教育訓練給付制度の活用により、労働者自ら民間機関が実施するキャリア・コンサルタント養成訓練を受講する場合に支援。</p>	<p>○キャリア・コンサルタント能力評価試験：H14.11現在7試験を指定。H15.4に向け第2回指定手続き中 ○キャリア・コンサルタント養成関連の講座指定数：21講座（H14.10現在）</p>	<p>5年間で5万人の目標に従って養成を推進</p>	<p>①②民間におけるキャリア・コンサルタント養成の助成金活用による支援と職業能力開発大学校等における養成について、15年度も引き続き推進。</p>

		<p>○民間企業の人事・労務担当者（在職者）等を対象にキャリア・コンサルタント養成訓練を平成14年11月から職業能力開発大学校等において実施。（毎年1,100名）</p> <p>○キャリア・コンサルタントをハローワーク等に1,394名配置。</p>	<p>○公共機関において1,088人のキャリア・コンサルタントを養成</p> <p>○ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング：611,146件（H14.1～12）</p>		
○公共職業能力開発施設の機動的運営（夜間・土日・随時開講）を強化する。	厚生労働省	雇用・能力開発機構の公共職業能力開発全施設において、夜間並びに土日を活用した離職者訓練コースを設定。	平成14年4月から9月までに700コースを設定・実施。1万4千人が受講。	今後とも職業能力開発施設の機動的運営を図る。	①②15年度においても、引き続き実施。
○世界最先端のIT国家の姿を国民ならず世界に広く提示するため、最先端技術の開発、実証実験等を実施する。	厚生労働省	○平成14年度において地域診療情報連携推進事業として、千葉県、宮崎県において事業を行っている。	○電子カルテを用いた地域ネットワークを活用し、各医療機関の専門性を活かした新たな医療機関連携による効果の検証を行っているところ。	○電子カルテを用いた医療機関連携の構築を図ることにより、患者の診療情報を共有すること等により、質が高く効率的なチーム医療・グループ診療の実践が可能な地域医療連携体制の構築を図る。	○平成15年度政府予算案においても引き続き、電子カルテ導入補助事業を行うこととしている（政府予算案528百万円）

<p>○年金個人情報の提供を充実させる。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引き下げをはじめとする、年金個人情報提供の充実に向けた施策については、平成15年度以降の実施に向け、所要の環境整備を進めているところ。</p>	<p>施策の実施予定時期である平成15年度以降、成果が生じるものと期待</p>	<p>個人情報提供にあたっての万全のセキュリティーの確保</p>	<p>①第156回国国会会期末 ・社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引き下げ(58歳以上→55歳以上) ②平成15年末 ・被保険者記録の事前通知と年金見込額の提供 ③それ以降 ・インターネット等を利用した年金個人情報の提供 ・社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引き下げ(55歳以上→50歳以上)</p>
<p>○未納対策を強化する。 (納付窓口拡大、口座振替推進、郵便局での自動振替の全国展開、催告状・電話納付督促の徹底・強化)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・平成14年4月より国民年金保険料の納付窓口を全国の銀行、郵便局、信用金庫、農協などの金融機関に拡大するとともに、郵便局での自動振替を可能とした。 ・国民年金保険料を滞納している者に対し、催告状を納期限の翌月から年6回送付、電話による納付督促などに全国統一的に取り組んでいる。</p>	<p>・納付可能な機関 約6万5千店舗(平成14年度) ・口座振替利用者数 約650万人(平成14年11月)</p>	<p>・制度の厳正な運用に取り組む観点から、保険料徴収の推進など国民年金の未加入・未納者に対する徹底的な対策に取り組む。</p>	<p>③平成15年度においても、これらの対策を引き続き実施するとともに、コンビニエンスストアにおいても国民年金保険料の納付を可能にする等の新たな対策についても検討する。</p>

<p>○保険者自らが審査支払を行うことを可能とし、レセプト審査への民間参入を拡大</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>保険者自らが審査・支払いに関する事務を行うこと及び当該事務を民間事業者に委託して行うことも可能である旨の関係通知を发出。 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第1225001号】</p>	<p>支払基金を通さず保険者自ら審査・支払を行うことが可能となった。</p>		
<p>○社会保険診療報酬支払基金の審査業務のあり方の見直し</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成14年度に審査手数料を引下げ。</p>	<p>保険者の審査手数料の負担の軽減</p>		<p>平成15年度にも審査手数料の引下げを実施予定。</p>
<p>○診療報酬体系の見直しについて検討・結論 ・包括払い・定額払いの拡大等支払方式の見直し</p> <p>・医療技術の進歩等に対応した特定療養費制度による保険診療と自由診療の併用の拡大。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・特定機能病院の入院医療について、平成15年4月より包括評価方式を導入することとした。</p> <p>・平成14年度の診療報酬改定において、大病院における再診、医療用具の治験、薬事法承認後で保険収載前の医薬品の投与について特定療養費制度の適用対象とした。</p>	<p>・特定機能病院の機能を適切に評価し、医療機関の機能分担の推進が図られる。</p> <p>・患者ニーズの多様化に対応し、患者の選択の幅が拡大。</p>		<p>レセプト電算処理に対応した他のマスターについても、電子カルテとの整合性につき引き続き整備する予定。</p>

○確定拠出年金法の円滑な施行・普及を図る（平成13年10月1日施行）。	厚生労働省	措置済み	・企業型の承認件数 250(平成15年1月末)、加入員数277千人(平成14年12月末)。個人型加入員数9899人(平成14年12月末)。		
○確定給付企業年金法の円滑な施行・普及を図る（平成14年4月1日施行）。	厚生労働省	・確定給付企業年金法を平成14年4月1日に施行。	・規約の承認件数12件(平成15年1月末)		・引き続き、確定給付企業年金法の普及を図る。
○保険者機能の強化	厚生労働省	保険者自らが審査・支払いに関する事務を行うこと及び当該事務を民間事業者に委託して行うことも可能である旨の関係通知を発出。 【平成14年1厚生労働省保険局長通知保発第1225001号】	保険者自らが審査・支払いに関する事務を行うこと及び当該事務を民間事業者に委託することが可能となった。		
○カルテの電子化・EBM・医療の標準化（段階的に実施） ・診療ガイドラインの作成	厚生労働省	・平成11年度から厚生労働科学研究費補助金により、学会等による診療ガイドラインの作成支援を行っている。	・平成13年度末現在、10疾患の診療ガイドラインが完成。現在、さらに10疾患の診療ガイドラインの作成支援。	・優先20疾患の診療ガイドラインの作成を進めることとしており、今後も引き続き作成支援を行う。	・平成15年度の厚生労働科学研究費補助金においても、引き続き作成支援を行うこととしている。（予算案 485百万円）

<p>○診療報酬体系の見直し ・診療報酬、薬価、医療材料価格の決定方法などの見直し（「205円ルール」の見直し等医療事務の透明化、薬価算定ルールの見直し）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・平成14年度の診療報酬の改定において、薬価205円以下の薬剤名等の記載を省略して薬剤費を請求することができる「205円ルール」を廃止した。また、平成14年度の薬価制度の改定において、先発品の価格の適正化を図るためのルールを導入するとともに、画期的新薬に係る加算率を引き上げるなどの薬価算定ルールの見直しを行った。さらに、平成14年度の医療材料価格制度の改定において、新規の機能区分に係る価格算定ルールを設定した。</p>	<p>・新規の医薬品・医療機器における画期性を評価するなど開発のインセンティブが働き、医療の質の向上につながる。 ・先発品の価格の適正化の措置により、薬剤費ベースで△1.7%の医療費削減効果。</p>		
<p>○医療資機材の内外価格差の是正</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成14年度の医療材料価格制度の改定において、外国価格参照制度を導入し、医療機器価格の適正化を図った。</p>	<p>我が国における医療機器の流通の効率性の向上に資する。</p>		

○医療従事者の質の確保	厚生労働省	<p>○平成16年度からの医師の卒後臨床研修の必修化に向け、新医師臨床研修制度検討ワーキンググループにおいて、臨床研修の具体的内容について検討しているところである。</p> <p>○救急医療に対応できる専門医や看護師の養成確保、救急救命士の知識・技術の向上を目的とした研修を実施。(平成14年度予算額9百万円、平成15年度政府予算案9百万円)</p> <p>○看護職員について、 ①指導的立場に立つ熟練した看護職員、②実務経験5年以上の中堅看護職員、③新人看護職員に分類し、各々の段階に応じた研修を実施し、体系的な資質の向上を推進するため、「看護職員臨床技能向上推進事業」を平成15年度から実施。(平成15年度政府予算案330百万円)</p> <p>○根拠に基づく医療(EBM)が実践できるよう、インターネット等を利用して、質の高い最新医学情報を医療従事者等に提供するためのデータベースを整備しているところである。(平成14年度予算額268百万円、平成15年度政府予算案265百万円)</p>	医療従事者の資質の向上	医師臨床研修必修化へ向けての検討	引き続き、医療従事者の資質の向上について所要の措置を講ずる。
○医師の教育改革の検討(出身大学(医局)にとられない広域での医師と病院をマッチングさせることを可能とする方策の検討)	厚生労働省	○平成16年度からの医師の卒後臨床研修の必修化に向け、新医師臨床研修制度検討ワーキンググループにおいて、研修医と研修施設とのマッチング等臨床研修の具体的内容について検討することとしている。	医療従事者の資質の向上	医師臨床研修必修化へ向けての検討	引き続き、平成16年度からの医師臨床研修必修化へ向けての検討を行う。

<p>(平成15年度メド) ○カルテの電子化、EBM、医療の標準化(段階的に実施) ・EBMの樹立</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・平成14年度から厚生労働科学研究費補助金により、(財)日本医療機能評価機構においてデータベースの整備を開始している。</p>	<p>・平成14年度からデータベースの整備を開始、また、データベースにより提供していく5疾患の診療ガイドラインを検討中。</p>	<p>・データベースを整備し、インターネット等による情報提供の開始は平成16年度からとされており、今後引き続きデータベースの構築を行う。</p>	<p>・平成15年度の厚生労働科学研究費補助金においても、(財)日本医療機能評価機構のデータベース事業に対する補助を行うこととしている。(予算案 265百万円)</p>
---	--------------	--	--	--	--